

保険事例研究会レポート

第238号 2009. 12

JIL 財団法人 生命保険文化センター

目次

生命保険面接士の過失……………	1
定期保険特約の更新の成否……………	9

生命保険面接士の過失

和歌山地裁平成19年1月25日判決（平成18年（ワ）第330号 保険金請求事件）
（判例集未掲載）

[事実の概要]

原告Xは、平成16年4月1日、被告Y生命保険相互会社との間で、以下の内容の保険契約（以下「本件保険契約」という）を締結した。

- ア 被保険者 X（昭和33年生まれ）
- イ 受取人 死亡給付金 A
入院給付金 X
- ウ 保険種類 無配当新総合医療保険
- エ 保険契約記号番号 [略]
- オ 主契約・特約の内容

（ア）新総合保険医療保険（I型）〈妻型〉

- ①保険期間 10年
- ②保険期間の終期 平成26年3月31日
- ③保険金額・年金額・給付額
入院給付金 日額1万円

（イ）成人病特約（01）

- ①保険期間 10年
- ②保険期間の終期 平成26年3月31日
- ③保険金額・年金額・給付額

成人病入院給付金 日額1万円

カ 新総合医療保険（I型）による保険給付として手術給付金があり、入院給付日額に手術の種類によって異なる給付倍率を乗じた金額が給付される。

キ 保険料 月額1万0455円

本件保険契約の締結に先立ち、平成16年3月28日、YのD生命保険面接士（以下「D面接士」という）は、YのE保険外務員（以下「E外務員」という）と共に、Xの自宅を訪問し、玄関先で告知の際の面接を行った。この際、D面接士は、Xと直接面談して、「面接士のDです。」と自己紹介をし、自分の役割がXの健康確認である旨を伝えた。その上で、D面接士は、「ありのまま記入して欲しい。」と注意した後、告知書をXに渡し、これに記載されている質問事項を一つずつ読み上げる形でXに質問していき、Xも、D面接士の質問に答え、「いいえ」の欄に一つずつ○印を付していった。D面接士による質問及びXによる告知書への記入は、10分程度で終了し、D面接士はX宅から退去した。なお、E外務員は、玄関の外に出てD面接士による面接が終了するのを待っていた。その後、Xは、E外務員からYとの本件保険契約が成立した旨の連絡を受け、平成16年4月13日、それまで加入していたF生命保険相互会社の生命保険契約を解約した。

平成17年8月6日、Xは、Bクリニックで受診し、診療の結果、虚血性心疾患の疑いがあるということで、念のため医療法人C記念病院での検査

を勧められ、同日、XはBクリニックの紹介状を持ってC記念病院に行き受診したところ、検査の結果、狭心症（他の病名として糖尿病・高血圧）と診断され、同日入院した。

入院して3日後の8月9日、Xは、CAG検査（カテーテルから造影剤を注入し、冠動脈を直接造影する検査法）を受けたところ、左主幹部（#5）狭窄（unceration +）を含む重症冠動脈病変が認められ、この検査から8日後の8月17日、5枝バイパスによる冠動脈バイパス手術を受けた。手術後の経過は良好で、Xは、同年9月8日、34日間の入院で退院した。

退院後、Xは、本件保険契約に基づき、入院給付金34万円、成人病入院給付金34万円及び手術給付金40万円（本件保険約款の別表3「手術給付倍率表」のNo.21「大動脈・大静脈・冠動脈（開胸・開腹術を伴うもの。）」に該当し、その給付倍率は40倍で、合計108万円の保険金をYに請求したが、Yは、告知義務違反による契約の解除に基づき保険金の支払を拒絶した。Yは、平成17年12月5日付けの書面で、本件保険契約を解除した。

そこで、平成18年3月9日、Xは、内容証明郵便にて上記保険金を請求し、その後本件訴訟を提起した。

（Yの主張）

本件訴訟の中で、Yは、告知義務違反による本件保険契約解除の抗弁を提出した。まず、Yの告知義務規定に関する本件保険約款16条である「会社は、保険契約の締結または復活の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面で求めることができます。前項の規定により告知を求められた者は、書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを要します」との規定を引用し、つぎに、本件保険約款17条1項の告知義務違反の効果に関する「保険契約の締結または復活にあたって告知を行う際に、保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、保険契約を解除することができます」との約款規定を挙げ、Xに告知義務違反があり、Yには本件契約の解除権があると次のように主張した。Xは、平成14年5月8日に受診した健康診断において「高血圧症要検査」「糖尿病精密検査」との総合判定を受け、さらに平成15年5月9日に受診した健康診断においても「糖尿病精密検査」との総合判定を受けたにもかかわらず、Xは、告知書中、「4 過去2年以内

の健康診断」「セ 過去2年以内に健康診断・人間ドックを受けて、右記の臓器や検査の異常（要再検査・要精密検査・要治療を含みます）を指摘されたことがありますか。」との質問について「いいえ」の欄に○を付し、以前受診した健康診断の事実と異なる告知を行った。したがって、Xは、告知時点において、健康診断の事実の認識を有していながら告知しなかったもの（故意）と推認できる。仮に故意がなかったとしても、健康診断記載の事実、Xがわずかな注意をすれば容易に思い浮かべることができる事実であるから、Xには不告知について重過失があったことは明らかである。

（Xの主張）

これに対し、Xは、再抗弁として、Xの重過失に関する評価障害事実にあたる面接士の過失の再抗弁を提出した。すなわち、Yの抗弁に対して、Xは、会社から手渡される健康診断結果を見るものの、体格がよく壮健で何の自覚症状もなかったことから、気に留めることなく、健康診断結果を捨てていたものであり、そのため、健康診断結果票に記載されていた総合判定についての記憶がXには残っていなかったものであり、告知義務違反についてXには故意も重過失もなかったと否認し争った。そして、Xは、告知書の記載内容についてYのD面接士の過失が介在したとしてXの重過失を否定した。Xは、D面接士の過失について、XとD面接士との間に次のような質疑応答があった事実を主張した。Xは、健康診断で異常を指摘されたことがあるか否かというD面接士からの質問に対し、正確な記憶がなかったので、「ここはわかりません」と正直に答えた。すると、D面接士は、Xに対し、「今お薬を飲んでいますか。」、「今病院にかかっていますか。」と質問してきたが、Xは薬を飲んでいなかったし、病院にもかかっていたので、いずれも否定した。すると、D面接士は、「それなら『いいえ』ということにしてください。」と指示し、その旨の告知書が作成された。さらに、Yの過失による保険契約解除制限の抗弁として、本件保険約款17条2項の告知義務違反による解除制限規定である「会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったときは、解除することができません。」との規定に関し、本件において、Xが健康診断の結果について「ここはわかりません。」と答えたのであるから、これを受けたD面接士は、Xに対して健康診断の結果を確認するよ

うに指示することは極めて容易であったし、健康診断の結果を確認するよう指示すべき注意義務があった。しかし、D面接士はこれを怠ったのであるから、Yに過失があったと言わなければならない。この再抗弁に対し、Yは、D面接士はそのような発言をしていないと争った。

〔判旨〕 請求認容

「(2) 告知義務を負う事実に関する不告知であったか否かについて

告知義務違反の対象となる『事実』（本件約款17条1項本文）とは、保険者がその事実を知っていたならば契約を締結しないか、契約条件を変更しないと契約を締結しなかったと客観的に認めるような、被保険者の生命及び身体に関する危険を予測する上での重要事実をいうものと解すべきである。そして、契約約款上、告知は被告知者についての質問事項を記載した書面で行う旨の定めのあるような場合には、告知書に掲げられた事項は一般的にすべて重要な事項と一応推定されるべきものと解するのが相当である。これを本件においてみるに、本件約款16条2項本文において、告知は被告知者についての質問事項を記載した書面で行う旨の定めがあり、告知書には『血圧測定』及び『尿検査』の検査の異常を指摘されたことがあるか否かが質問事項として掲げられている。……したがって、高血圧症及び糖尿病は、Yがその事実を知っていたならば本件契約を締結しないか、契約条件を変更しないと本件契約を締結しなかったと客観的に認められるような『Xの生命及び身体に関する危険を予測する上での重要事実』であると言すべきであるから、告知義務違反の対象となる『事実』（本件約款17条1項本文）に該当する。

(3) Xの故意または重過失の有無について

……そうすると、会社から渡される健康診断結果票について、細かい数値にまでは関心がないとしても総合判定の結果については関心を持つのが通常である（そうでなければ、何のために健康診断を受けているのか解らない。）から、通常はその内容を認識・記憶しているものと判断されてもやむを得ない。また、仮に告知書に記入する時には忘れていたとしても、生命保険の告知書に記入を求められている以上、いい加減に記入してよいはず

はなく、健康診断結果票を探すなり、会社に確認するなりして記入する（この作業もそれほど煩雑なものではない。）のが通常の対応と解されるから、そのような対応をすることもなく、客観的な事実と異なる回答を告知書に記入した行為については、第1次的には、被保険者であるXが故意であったか、あるいは仮に故意でなかったとしても重過失があったものと推定されると言うべきである。

そこで、まずXに故意があったか否かを検討するに、Xは、本件面接時は病院に通ったこともなく、自分の健康に問題はないと考えており、勤務先会社で実施されていた健康診断の結果にはとりたてて関心を持っていなかったものである（この点について、「関心を持っていなかったから、平成16年8月に狭心症を発症する事態になってしまった。」旨のX本人の供述は、まさにその通りであろう。）。また、平成15年の健康診断から本件面接時までは11か月間が経過しているから、Xが、本件面接時において、健康診断で異常を指摘された事実を覚えていなかったとしても不合理であるとはいえない。さらに、Xは、本件面接時点においてF生命の保険に加入していたのであるから、健康診断で異常を指摘されている事実を知りながら、敢えて告知せずに本件保険契約を成立させようとする動機があるとは言い難い。そうすると、Xは、健康診断で異常を指摘されている事実を知りながら、敢えて告知しなかったとまでは認定できない。

次に、Xに重過失があったか否かを検討する。……仮に、D面接士の助言があったとしても、自ら確認しないで告知書に記入するのは軽率のそしりを免れない上、健康診断の結果を勤務先会社に確認するのはそれほど煩瑣なものではないことも併せ考慮すると、過去2年以内の健康診断で異常を指摘された事実があるにもかかわらず、『いいえ』欄に○印を記載したことにつき、Xには重過失があったと評価するのが相当である。

(3) 契約解除制限事由としてのYの過失の有無について

……D面接士としては親切心から先を見通した質問をして助言したものと推察するが、当該告知事項が保険契約締結に当たって極めて重要な内容であることは保険面接士の立場からは容易に理解できるところであるから、

勤務先会社における健康診断の結果をX自ら再確認するよう指示・助言すべきであったと言わなければならない。その内容を勤務先会社に再確認することがそれほど煩瑣ではないことを考慮すれば、なおさらである。

したがって、本件で問題となっている告知事項に関するXの重過失による不実告知につき、告知受領権がないとは言えYの履行補助者ともいうべき保険面接士にも軽率な点があったと言わざるを得ない。そうすると、衡平の観点からみて、Yを保護するのが相当でないと考えられるようなYの不注意があったと評価できるから、本件保険約款17条所定の契約解除制限事由があると言うべきである。」

【研究】

1. はじめに

筆者は判旨に賛成である。本事件では、告知受領権がないと一般的に解されている生命保険面接士（以下「面接士」という）の行為が介在した告知義務違反事例である。そこで、まず、面接士の法的地位、特に告知受領権があるか否か、面接士の知・過失不知は保険者の知・過失不知になるか、について検討し、つぎに、本事件の具体的な論点となった、Xの故意または重過失による不実告知に該当するか、Yの契約解除制限事由に該当するかについて考察する。また、保険法が平成20年5月30日に成立し、同年6月6日に公布され、平成22年4月1日から施行予定であるので、同法による本事件への適用をいかに解すべきか、併せて考察の対象としたい。

2. 面接士の法的地位

(1) 面接士制度とは、一定の資格を有する生命保険面接士が、被保険者に面接して、その者による告知書記載事項を確認し、かつその者の身長、体重、あるいは顔色等の外観を観察し、その結果を報告書に記載することによって、その者に関する付保可能性を分析判断する危険選択情報を収集する制度である（生命保険協会『生命保険面接士のための危険選択の知識と実際』57頁（平成5年3月））。本制度は、昭和48年9月1日から生命保険検定調査士という名称でスタートし、昭和62年に生命保険面接士に改称された。面接士の導入の目的は、保険診査医の絶対数の不足、地方の農漁村における保険診査体制の補充、診査

コストの低減にあった（花澤和夫「生命保険検定調査士についての一考察」生命保険経営45巻3号110頁（1977年5月））。診査医による有診査保険と無診査保険との間の危険選択方法として創設された。生命保険面接士規程を生命保険協会が作成し、同協会の医務委員会・生命保険面接士専門委員会（医務委員会の下部小委員会）が同規程の具体的な運用を行っている。同規程によると、生命保険協会が実施する教科課程（①生命保険の基礎知識（10時間以上）、②危険選択（20時間以上）、③医学知識（40時間以上）、④生命保険面接士の実務（30時間以上））の受講を修了した者に受験資格を与え、同協会が実施する試験に合格した者が、同協会備え置き生命保険面接士名簿に登録されるという仕組みが採られてきた（生命保険協会『生命保険協会80年小史』374頁（平成元年3月31日）参照）。

(2) 危険選択情報の収集システムとして、診査医（社医または嘱託医）扱、面接士扱、外務員扱（告知書扱）が存在し、診査医は、「告知受領」及び「検診」（医学的検診＝問診、触診、血圧測定、尿検査等、必要性があれば心電図、レントゲン、血液検査、眼底検査等）を実施するという点で、診査医は告知受領権を有すると解するのが判例・通説である（大判大正5・10・21民録22輯1959頁、石田満『商法IV（保険法）〔改訂版〕』295頁以下（青林書院、2003年）、西島梅治『保険法（新版）』344頁（悠々社、1992年）、山下友信『保険法』312頁（有斐閣、2005年））。診査医に告知受領権があるということから、診査医の重要事実の知・過失不知は保険者の知・過失不知になる。これに対し、外務員の告知受領権の有無に関しては、判例・多数説は、一貫して、告知受領権はなく、外務員の重要事実の知・過失不知は保険者の知・過失不知にならないと解してきた（大判大5・10・21民録22巻1959頁、大判昭和9・10・30法律新聞3771号9頁、東京地判昭和26・12・19等、大森忠夫『保険法〔補訂版〕』132頁、金澤理『保険法上巻〔改訂版〕』81頁（成文堂、2002年）、山下・前掲314頁など参照）。これに対し、保険契約者保護や募集人制度の改革を促進するという保険募集の適正化という政策的理由から、外務員の告知受領権を肯定する見解も有力に主張されてきた（西島・前掲348頁以下など）。

以上のような外務員の告知受領権に関する学説の対立を面接士について検討する。

面接士は、診査医と外務員の中間的位置にあるが、その職務内容からその立ち位置はどちらかといえば外務員に近いといえることができる。面接士の外観観察による健康調査報告書の作成という点では、単に告知書を持ち帰るにすぎないという伝達機関あるいは使者という外務員の職務内容とは違い、診査医に近いといえる。しかし、医学的検診を行うことができない（医師法17条）という点で診査医と決定的な違いがあり、外務員と同列と考えることができる。医学的検診による危険情報の収集分析はきわめて有効な不良危険排除機能を有し、告知書にある告知事項以外についても危険測定に必要な資料を収集し、それが重要であるか否かを分析する行為であり、面接士の告知書記載事項の確認、被保険者の外観観察と報告書の提出による危険測定方法とは明らかに相違しているからである。

以上の面接士の職務内容からすると、外務員と同様に考え、面接士には告知受領権はなく、面接士の重要事実の知・過失不知は保険者の知・過失不知にならないという外務員の告知受領権を否定する判例・多数説の見解になる（以下この見解を「告知受領権否定説」という）。これに対し、学説上、面接士にも、診査医と同様、告知受領権を認め、面接士の重要事実の知・過失不知は保険者の知・過失不知になるとする見解が主張されている（花澤和夫「生命保険検定調査士制度と告知受領権」文研月報48号16頁（1976年）、岡田豊基「告知制度における生命保険一面接士の法的地位」神戸学院法学24巻2号210頁以下（1994年4月）参照、以下この見解を「告知受領権肯定説」という）。

告知受領権否定説の根拠は、第1に、面接士は医師ではないので被保険者の身体状況に関する正確な危険情報を取得する能力や危険情報の適切な分析判断能力に欠けること、第2に、面接士の職務内容は医学的検診を行えないので十分な危険選択情報の入手が困難であることである。これに対し、告知受領権肯定説の根拠として、第1に、面接士の導入の背景は診査医に代わるものとしての地位があること、第2に、被保険者の危険選択は、健康上の危険の他、職業、道徳上の危険等広範囲にわたり専門化しているが、そのための知識・能力を教育を受けて面接士は有していること、第3に、保険者がより正確な危険選択情報を収集するために面接士制度を導入し、保険者の活動範囲を

拡張しているのだから、衡平の上からも、面接士の告知受領権を認めるべきであること、第4に、面接士の職務が危険選択において、嘱託医扱と比較しても一定の成果を上げていることを挙げられている（花澤・前掲16頁、岡田・前掲211頁）。ただし、同説は、年齢及び保険金額に一定の限度を設けた上、告知受領権を認める（岡田・前掲212頁）。筆者としては、年齢及び保険金額条件に加えて、面接士の教科課程の充実による面接士のパラメディカルとして医師に準じる更なるスキルアップがなされればという条件が必要ではないかと考えるが、現時点では告知受領権は認めるべきではないと考える。

3. Xの故意または重過失の事実認定について

本判決は、まず、故意について、第1に、平成15年5月9日の健康診断から面接時の平成16年3月28日までに11か月間の経過があり、総合判定「糖尿病精密検査」の事実を覚えていなかったとしても不合理ではないこと、第2に、他の生命保険会社にすでに加入していたので、「糖尿病精密検査」の診断結果の事実を知りながら敢えてその事実を告知せず、保険契約を成立させようとする動機があるとは言い難いことから、故意を否定した。つぎに、重過失については、第1に、D面接士の助言があったとしても、自ら確認しないで告知書に記入するのは軽率であり、第2に、その確認作業も勤務先会社に確認すれば済む点で煩雑ではないことから、Xの重過失を肯定し、D面接士の不適切な助言がXの重過失を否定するものではないとした。このような裁判所の事実認定については異論もあると思われる。面接士による不適切な助言がXの不告知を誘発したという点でそもそもXには重過失もなかったという考えである。しかし、告知義務違反があったか否かは、告知義務負担者であるXが正確な告知義務履行に向けて如何なる誠実な行動をとったか否かが焦点になるという点で、故意否定及び重過失肯定の判示には説得力があり筆者も賛成である。

4. Yの契約解除制限事由の有無について

まず、本判決は、面接時でのD面接士とXとのやりとりについて、Xの供述内容を事実認定し、その理由として、第1に、訴訟を予定していない段階から同じ事実を主張していて一貫性があり、第2に、D面接士はこのやりとりについて記憶がないが、Xの供述を明確に否定せず、第3に、検

査結果に異常があれば病院に通うとか薬を服用するのが通常であるから、その観点からの質問をすることにより、検査結果に異常があったかどうかの回答を確認する意図であった可能性も十分あり、親切心からD面接士がそのような質問をした可能性も否定できないことを挙げている。

次に、本判決は、面接士には告知受領権がないことを確認した上で、面接士は保険者の履行補助者であり、履行補助者の面接士が健康診断の結果を確認することを指示しなかった過失からすると、衡平の観点からみて、保険者を保護する相当性がなく、面接士の過失不知は保険者の過失不知と評価でき、契約解除制限事由があると判示した。

このような本判決の態度は、告知受領権の有無の問題と保険者の知・過失不知の問題を分離した上で、後者の問題を被保険者と保険者間の衡平の見地から問題解決を図ろうとするものである。本判決は、外務員に関し展開されていた学説の見解を面接士に転用したものと思われる。

外務員が保険契約の締結の募集（申込みの誘引）をするのに対し、面接士は申込者の危険情報を収集・分析するという職務内容の違いはあるが、告知受領権がなく、保険者の補助者という共通点から、面接士と外務員を同列において考えると、外務員や面接士の知・過失不知が保険者の知・過失不知と評価できるという、あたかも告知受領権があるのと等しい結果になるが、その法的根拠については、第1説は、保険企業の有機的結合関係において、その統一的活動を可能ならしめる責任者の地位に立つ者か否かを基準とし、その責任者の知・過失不知だけが保険者の知・過失不知と評価する見解である（石井照久・判例民事法昭和14年度13事件評釈44頁以下）。第2説は、外務員や面接士も契約締結について保険者の機関として機能しているので、商法678条但書の保険者にはその補助者である外務員や面接士も含まれるという見解である（田中誠二＝原茂太一『新版保険法』98頁（千倉書房、1987年））。第3説は、外務員や面接士が事実を知りながら、または過失により知らなかったため、保険者に報告しなかった場合には、それが保険者による補助者の選任・監督についての過失に起因するものと認められる限り、民法715条を参照して、保険者は、自己の過失不知を理由として解除権を行使できないとする見解である

（大森忠夫『保険法』132頁注（11）（有斐閣、1980年）、山下・前掲314頁以下）。この学説は、本事件のような問題は、告知の受領などと異なり、補

助者の対外的な代理権の有無とは直接関係なく、むしろ業務上の補助者の過失による不利益を本人がいかなる程度まで負担しなければならないかという問題と捉えるものである。

第1説については「責任者の地位」という基準が抽象的すぎるとの批判があり、第2説については、「機関」という概念が一種比喩にすぎず告知を書面により行っている保険実務に適合しないとの批判があり、第3説については立証の困難性があるとの批判がなされている。

それでは本判決は、上記学説のどの説に依拠するものであるか否かについて検討する。

まず、本判決は、「責任者の地位」及び「機関」という文言を使用していないので、第1説や第2説でないことは明らかである。また、本判決では、「履行補助者」という法的概念を使用し、「衡平の観点」から履行補助者である面接士の過失は保険者の過失に該当するとしている点で、民法715条の使用者責任の趣旨を類推適用するという第3説を取っていないように思われる。

面接士を保険者の履行補助者とする、保険者のどのような債務の履行補助者になるのかも問題になる。履行補助者の過失が債務者の過失に該当するという履行補助者の過失の法理は、民法415条の「債務者の責めに帰すべき事由」の解釈の中で、判例・学説において展開されてきた（大判昭和4・3・30民集8巻363頁、最判昭和58・5・27民集37巻4号477頁、我妻『新訂債権総論（民法講義IV）』105頁以下（岩波書店、1972年）、内田貴『民法Ⅲ債権総論・担保物権（第2版）』140頁以下（東京大学出版会、2004年）など）。履行補助者の過失を信義則上債務者の過失と同視しうる帰責事由とする見解は、債務者は履行補助者を使うことによって活動領域を広げ利益を得ていることにその根拠を求めている（内田・前掲140頁）。民法は、ドイツと異なり、この履行補助者の過失に関する規定を設けていなかったため、当初は民法715条を類推適用し、債務者に履行補助者の選任監督に関し過失のある場合にだけ責任を認めることができるとしていたが、現在は履行補助者の過失の理論は、それだけには限らないとしている（我妻・前掲106頁以下）。その意味で、本判決は、不法行為責任に関する民法715条ではなく、民法415条の契約責任に関する履行補助者の過失の理論を採用したと考えられなくもない。ちなみに、現在進行している民法改正の議論の中で、履行補助者の過失に関する法理を債務不履行の中で条文化しようという

動きがある(民法(債権法)改正検討委員会編『債権法改正の基本方針』別冊NBL126号135頁(商事法務、2009年)参照)。以上のように考えると、履行補助者である面接士が保険者のどのような債務の履行を補助するのかという点については、広い意味では、保険募集段階における保険者の情報提供義務・説明義務と捉えることもできるが、面接士の面談診査においては、適切な告知義務の履行確保のための指示・助言義務と把握することができようか。

さらに、別の見方をすれば、履行補助者の過失の法理を採用したのではなく、履行補助者を単に保険者の債務の履行を補助するという事実を言ったにすぎず、「衡平の観点から」、本件保険約款17条の契約解除制限事由の存否に関する解釈として、XとYとの利益衡量をしたにすぎないという見方もできなくはないであろう。

5. 本事件に関する保険法規制

保険法が施行された後に本事件のような事案があった場合、保険法はどのような解決を与えるのか、について検討したい。

保険法は、本事件のような生命保険の告知義務の履行に関するトラブルに関して、同法55条を設け、同条に新たに「保険媒介者」という概念を創設し、保険媒介者が「告知妨害」や「不告知教唆」を行った場合には、保険者は解除権を行使できないとした(同法55・2項2号3号)。「保険媒介者」の定義規定は、同法28条2項2号に置かれ、「保険者のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者」であって、保険契約の締結の代理権を有しない者(同号括弧書き)とされている。その典型例は生命保険募集人(外務員)が挙げられる。このように、保険法は、契約締結代理権の有無という基準によって規律を分け、告知受領権の有無という基準による規律方法を採用しなかった(萩本修『一問一答保険法』51頁(商事法務、2009年)、法制審議会保険法部会第16回議事録20頁以下

(2007・9・19)、同第19回議事録27頁以下(2007・11・14)参照)。したがって、生命保険募集人(外務員)については、保険媒介者として保険法55条2項2号3号によって規律されるが、面接士は保険媒介者ではないので、面接士の過失が介在した告知義務違反については、同条2項1号の問題ということになる。この1号は商法678条1項但書と同様の規定であり、保険法は、外務員による告知妨害や不告知教唆以外の行為が介在した告知義務

違反や面接士の故意・過失が介在した告知義務違反については、新たなルールを定立しなかったことになり、保険法55条2項1号の従来の解釈や判例理論に委ねていると思われる。このような見解に対しては、「保険媒介者」の中に面接士を含めるような拡張解釈・類推解釈によって解決すべきであるという批判があろう。しかし、「保険媒介者」、「告知妨害」及び「不告知教唆」という文言の拡張解釈や類推解釈によって、面接士を包摂し、外務員や面接士のあらゆる故意・過失による行為をカバーすることはその文言の解釈としては困難だと思われる。

以上のような保険法の規制は、最も保険申込者に身近で、多くのトラブルとなっている保険媒介者の典型である外務員を重視し、外務員の告知妨害や不告知教唆を明記することによって一応解決をしたということができているが、本事件のような面接士の事案については、面接士のどのような過失があった場合に解除権を阻却するかという問題は依然として残ることになる。

立法論としては、保険法によって、外務員や面接士にも、無診査保険に限定して、あるいは保険加入者の年齢・保険金額に限度を設定して、告知受領権を与えるということが抜本的な解決であったと思われるが(山下友信「告知義務・通知義務に関する立法論的課題の検討」『企業法の理論下』(江頭憲治郎先生還暦記念)389頁以下(商事法務、2007年)参照)、それは、保険者にとって告知受領権を与えるリスクを負担することに関する危惧があること、また、そうすることに対処するために、保険者側に、外務員や面接士への教育体制・指導監督体制を更に充実させるという過大な負担を強いることになりそれは現実的ではないとして先送りされたものであろう(生命保険協会『正しい告知を受けるための対応に関するガイドライン』1頁以下(2008・5・29)参照)。

(山下友信教授コメント)

本件は、判決の認定のとおりであれば、生命保険面接士が告知義務者から告知を受けるに当たり告知義務者に対して告知事項について不適切な助言をしたことが告知義務違反を誘発したという、従来見られなかった事例である。また、判決は、生命保険面接士には告知受領権はないとしつつ、生命保険面接士は保険者の履行補助者というべきものであるとして、保険者の解除権阻却事由としての保険者の過失を肯定しており、この点も従来

見られなかった考え方を示すものである。

生命保険面接士を保険者の履行補助者とする考え方は学説でも見られなかったものであり、そもそも履行補助者というからには保険者が何らかの義務を告知義務者に対して負っているということが前提となるが、その義務が何かが問題となる。判決では、勤務先会社における健康診断の結果をX自ら再確認するよう指示・助言すべきであったといわなければならないと述べているところから見れば、告知義務者に関する情報提供義務ないし助言義務を念頭においているようであるが、説明不足であることは否めない。そのような情報提供義務違反があると解除権阻却事由としての保険者の過失として評価されるという考え方も、興味深い問題であるが、検討すべき問題点も少なくないと思われる。もっとも、従前から、保険者が質問票における質問の仕方が不適切であったため告知義務違反を招いた場合には保険者の過失があるといえないかが問題とされていたのは類似の発想に出るものではあろう。

保険法の下では、保険媒介者の告知妨害に関する規定が新設されたこととの関係で、生命保険面接士が保険媒介者に含まれるか否か、本件のような行為を生命保険面接士ではなく営業職員がした場合に告知妨害として扱うのか、本判決のように保険者の過失の問題として扱うのかなど、やはり解釈問題が生じることになる。

(東京：平成21年11月11日)

報告：創価大学 教授 黒木 松男 氏

座長：東京大学 教授 山下 友信 氏